

普及活動の成果

課題名 : 環境にやさしい農業の推進 振興局名 : 県北振興局
活動対象 : 有機・特別栽培者、前平地区特別栽培米生産者、山茶香、JAながさき西海茶部会
実施期間 : 平成29年4月～平成30年3月

【対象の概要】

環境保全型農業直接支払交付金の取組は計14集団(147名)であり、そのうち、特別栽培米の水稲部会が8集団(121名)と多く、茶部会は2集団(5名)である。有機栽培は4集団(21名)で茶、水稲、野菜を栽培している。環境保全型農業直接支払交付金の取組以外で、有機栽培が2集団(9名)、特別栽培が1集団(4名)である。

県北振興局管内でJGAP認証取得は1法人のみであり、16集団が県GAPを実践中である。

【課題設定の背景】

- 1 農業保全を重視したものに転換し、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献していくため、環境保全型農業直接支払交付金が平成23年度から実施されているが、耕地面積に対する取り組み面積は少ない状況(H28年度:98.3ha)にある。
- 2 IPMを導入した効率的な病害虫防除などの環境にやさしい栽培体系を地域実証する必要がある。
- 3 GAP実践を進めているが、実需者の要求に対応できるGAP実践への取り組みはまだなく、販路拡大のためにも国際水準GAP等への取り組み意向が出てくると考えられる。

【活動目標】

有機栽培・特別栽培等の取組推進

- 1 環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者を育成し、面積を拡大する。
- 2 IPM技術(総合的病害虫・雑草管理)の導入推進を図る。
- 3 実需者の要求に対応できうるGAPへの取り組み意向者を把握し、GAP実践を進める。また、GAP研修会を行い、GAP実践の必要性の周知を図る。

【関係機関との連携(活動体制・役割分担)】

市町、JAと連携して、総会、栽培講習会、暦検討会、研修会で検討し活動を行った。

【活動経過】

- 1 今年度の新規取組の集団である前平地区特別栽培米生産部会(14名)、山茶香(2名)に対し、環境直接支払取組制度の申請・技術支援を行った。既取組集団については、エコファーマー更新予定者の土壌分析の結果、処方箋を作成し施肥や防除指導の技術支援を行った。新規・既存集団に対し環境直接支払取組制度の実施状況確認指導を行い、次年度の事業要件の変更について説明を行った。
- 2 茶園での天敵微生物剤を活用したIPM技術の導入について検討するため、IPM展示圃を設置し、難防除害虫であるチャノコカクモンハマキの発消長や薬剤の防除効果について調査した結果を茶部会員に検討会で周知した。
- 3 茶部会員用のGAP実践にかかる各種共通様式(ver0)を生産者の意見を反映し改良後(ver1)、茶部会員全員に印刷様式をファイルに綴り配布した。配布後、部会員の要望に応じ個別に共通様式を改良し、農薬・肥料のコスト計算や作業日誌の記帳と同時に作業時間の管理が可能な様式(ver2)を作成し希望者に配布した。

【普及活動の成果】

- 1 H29年度環境直接支払取組制度取組面積が130haとなり、環境直接支払取組制度取組以外の有機栽培・県特別栽培の面積を加算すると、有機・特別栽培の実面積は141haとなった。
- 2 展示圃の調査結果を茶部会員に検討会で周知し、天敵微生物剤を活用したIPM技術の導入のためIPM展示圃設置の同意を得た(2圃場設置)。
- 3 茶部会員全員に共通様式(ver1)配布したことにより、GAP実践への理解・関心が高まった。

【対象の声】

- 1 有機栽培における土壌診断に基づいた土づくり、病害虫の防除指導や情報提供は、今後も継続して指導してほしい。
- 2 IPM展示圃調査の目的を理解して取り組み、天敵微生物剤を活用したIPM技術について理解した。
- 3 GAPについて、食の安全だけでなく、栽培・労働管理についてもリスク分析・評価し改善できる仕組みであることを理解しGAPの導入メリットを認識した。

【今後の課題】

1 環境直接支払取組制度の事業要件がH30から変更するため、事業要件となったGAPの取組についての説明と、環境直接支払取組制度の導入メリットに対する理解を関係機関も含めて共有できるよう働きかけ、H31年度の取組面積が増加するよう活動を進める。アリアケファームにおいて、H30年度特別栽培農産物の認証に向け取得支援を行う。

2 IPM展示圃の調査結果から、H30年度に展示圃を2圃場設置し、天敵微生物剤を活用したIPM技術の導入について推進する。天敵微生物剤を活用したIPM技術の導入には、薬剤の使用時期が重要になるため、より効果的に天敵微生物剤を使用できるよう害虫の発消長の情報提供をJA等関係機関と連携し継続する。

3 GAPの推進には関係機関の理解が必要となるため、生産者、関係機関とともにGAP実践のための情報収集や知識を得るために研修会を開催する。

茶部会員への記帳様式(ver1)配布後、部会員個々の意向を反映した様式の改良要望が多くあったことから、GAP実践に対する理解・関心が高まったと考える。茶部会員には、改良した各種様式(ver1)を活用し、生産者に応じたGAP実践の支援を行う。

宝緑園においては、農場評価を実施し、リスク分析・対応策を考え、GAP実践の支援を継続していく。

山茶香については、県央振興局と連携し、H31年度GAP認証取得に向け支援を行う。

JR九州ファームにおいては、H30年度のGAP認証取得に対し、事業活用等の認証取得支援を行う。

【成果の活用及び普及活動上の留意点】

環境保全型農業直接支払交付金の事業要件がH30年度から変更するため、取組集団にはH30年度取組申請までに事業要件の説明を行うことが必要である。

【発表・参考資料】